

日本・韓国・アメリカにおける中小企業会計基準策定の動向とその背景

櫛部 幸子
鹿児島国際大学

要 旨

日本では、2005年8月に「中小企業の会計に関する指針」、2012年2月に「中小企業の会計に関する基本要領」が公表され、現在国内に2つの中小企業の会計基準が存在する状況にある。

また、韓国・アメリカにおいても同様の動きがみられる。アメリカでは、PCCが「Private Company Decision-Making Framework A Guide for Evaluating Financial Accounting and Reporting for Private Companies」を2013年12月23日に公表している。しかし、これとは別にAICPAが「FRF for SMEs」を2013年6月に正式に公表している。

韓国では「一般企業会計基準」が2011年1月1日を開始とする事業年度以降適用され、新たに「中小企業会計基準」が2014年1月1日に施行されている。

さらに世界的な動きとして、IASBが「IFRS for SMEs」を2009年7月に公表している。これはfull IFRSを世界各国に適用させるという戦略の一つとして策定されたものである。

そこで本稿において、国内に2つの中小企業会計基準が存在する3国の中小企業会計基準の策定経緯、策定方法、基準内容等を明らかにし、これがIASBの戦略にどのように対応しているのか、またなぜこのような状況にあるのかを明らかにする。

I はじめに

世界的な動きとして、2009年7月にIASB (International Accounting Standards Board) によりIFRS for SMEs (International Financial Reporting Standard for Small and Medium-sized Entities) が策定されている⁽¹⁾。このIFRS for SMEsの策定目的は主に3つあるが、そのうちの「国内ベースの基準の維持に伴う相当のコストを削減すること。」が重要視され適用が公表されている現状がある⁽²⁾。IASBはIFRS for SMEsの適用を強制しておらず、IFRS for SMEsを適用するかどうかは各国の管轄権が決めることである。現在IFRS for SMEsは自国にSME向けの会計基準を持たない新興経済国・発展途上国を中心に適用が公表されているが、適用を公表しているということと実際に適用をしているということは必ずしも同義ではない。適用を公表している国々が実際に適用をしているかは疑問である。例えば、ペルーはIFRS for SMEsの適用を公表しているものの、実際には適用しておらず、税法中心の会計が慣行として行なわれている⁽³⁾。

IFRS for SMEsは、2001年にIASBが創設された際の定款事項「高品質で、理解可能、かつ強制力のある単一で一組の国際的な会計基準を開発すること」、「各国の国内会計基準と国際会計基準を高品質でコンバージェンスさせること」に沿うように策定されたものである⁽⁴⁾。IASBはfull IFRSを世界に浸透させるため様々な戦略をとっているが、この戦略の一つがIFRS for SMEsである。IASBの戦略的な動きは、各国に様々な影響を及ぼし、それは中小企業会計にも及んでいる。そこで本稿において、国内に2つの中小企業会計基準が存在するという状況下にある日本、韓国、アメリカの中小企業会計基準の策定経緯を明らかにし、これ

ら3国の動きがIASBの戦略にどのように対応しているのか、またなぜこのような動きを見せるのかを明らかにする。

II 3国における中小企業会計基準の策定経緯

まず日本、韓国、アメリカの3国の中小企業会計基準とIFRS for SMEsの適用対象企業を明らかにし、そのうえで各中小企業会計基準の策定経緯を明らかにする。

1. 適用対象企業

IASBは、IFRS for SMEsの適用対象企業を定義するにあたり質的基準を明確に示している。社会的な説明責任を持つかどうかは鍵となり、適用対象企業を「公的説明責任を有さず、かつ外部の財務諸表利用者に一般目的財務諸表を公表する企業」としている⁽⁵⁾。

韓国の2つの中小企業の会計基準「一般企業会計基準」と「中小企業会計基準」の適用対象企業の定義は以下である⁽⁶⁾。非上場の大企業（上場企業を除いた企業であり中小企業法⁽⁷⁾による中小企業でない企業）や非上場の中小企業（中小企業法による中小企業）であり外監法⁽⁸⁾の適用対象企業は「一般企業会計基準」の適用対象企業となる。非上場の中小企業（中小企業法による中小企業）であり外監法の適用対象ではない企業は「中小企業会計基準」の適用対象となる。

アメリカにおいても2つの中小企業の会計基準（フレームワーク）が存在するが、そのうちの一つである「Private Company Decision-Making Framework」の適用対象企業は、基本的にはUS-GAAPに基づいた財務諸表の作成を要請されていない非公開企業である。FASB (Financial Accounting Standards

Board) は 「 Private Company Decision-Making Framework」の適用対象企業を定義するため、新しく公開営利企業を定義した⁹⁾。従来の公開企業の定義と新たな公開営利企業の定義の両者に該当しない企業が 「 Private Company Decision-Making Framework」の適用対象企業である。さらにもう一つの会計基準である「FRF for SMEs (Financial Reporting Framework for Small and Medium-Sized Entities)」の適用対象企業は、フレームワークにおいて示されている。質的基準を示し、適用対象企業を「US-GAAPによる財務諸表の作成を要請されない企業」、「大多数の所有者・管理者に株式公開の意図がない企業」、「営利目的企業」等としている¹⁰⁾。

日本の「中小企業の会計に関する指針(中小会計指針)」、「中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)」の適用対象企業は、「上場会社・金商法開示会社・会社法上の大会社を除く企業」となり、2つの会計基準の棲み分けは規定されていない¹¹⁾。

2. アメリカにおける中小企業会計基準策定の経緯

アメリカでは現在、非公開企業評議委員会：PCC (Private Company Council) による中小企業会計基準の策定と、米国公認会計士協会:AICPA (American Institute of Certified Public Accountants) による中小企業会計基準の策定の2つの動きがある¹²⁾。以下においてま

ずPCCによる中小企業会計基準策定の動きを述べる。

(1) PCC による中小企業会計基準の作成経緯

アメリカでは非公開企業に対し、従来OCBOA (Other Comprehensive Basis of Accounting) と称される会計基準が適用されていた。このOCBOAについては、AICPAより手引書が出され、これが、中小企業の会計基準として事実上機能していた¹³⁾。

しかし、IASBによるIFRS for SMEs 策定開始に応じるかのごとく、新たな非公開企業向けの会計基準の策定が始まった。まずFASBは、非公開企業会計基準策定に当たり、非公開企業関係者の意見を聞くために2006年6月に非公開企業財務報告委員会：PCFRC (Private Company Financial Reporting Committee) を設置した¹⁴⁾。さらに2009年12月にAICPA、財務会計財団：FAF (Financial Accounting Foundation, FASBの親組織) と全米州政府会議 審議会連合会：NASBA (National Association of State Boards of Accountancy) が、BRP (Brue-Ribbon Panel) を設置した。このBRPは、FAF評議委員会 (FAF Trustees) に将来的な非公開企業の標準的な会計基準を提供することを任されており¹⁵⁾、非公開企業がUS-GAAPを適用する際、会計基準の複雑性や負担が大きいことを認識し検討を行なっている¹⁶⁾。

表1 PCCによる中小企業会計基準の作成経緯

・2006年6月、非公開企業財務報告委員会：PCFRCが設置された。
・2009年12月、AICPA、FAFとNASBAがBRPを設置した。
・BRPでは、会議を5回行なっている。第1回会議：ニューヨーク：2010年4月12日、第2回会議：ノーウオーク：2010年5月14日、第3回会議：シカゴ：2010年7月19日、第4回会議：ニューヨーク：2010年10月8日、第5回会議：ノーウオーク：2010年12月10日

<ul style="list-style-type: none"> ・BRP は、2010年8月5日に、非公開企業の会計基準に関する質問事項を公表し、コメントレターを募集した。多くの公認会計士、監査法人が回答している。
<ul style="list-style-type: none"> ・BRP は、2011年1月にBRP 報告書を提出した。
<ul style="list-style-type: none"> ・FAF は、2011年10月4日に「非公開企業の会計基準を改善する計画」を出し、PCSIC を設置するかどうかコメント募集している（コメント締め切り、2012年1月14日。結果、2012年5月に採択されている。）。さらにFAF は、PCSIC を設立し投資家等の意見を聞くため、4回の公開の円卓会議を開いている。第1回会議：アトランタ：2012年1月18日、第2回会議：フォートワース：2012年1月26日、第3回会議：パロアルト：2012年2月7日、第4回会議：ボストン：2012年3月2日
<ul style="list-style-type: none"> ・2012年5月23日に、FAF 評議委員会は、PCC の設立を承認した。最終的な決定は2012年5月30日、プレス・リリースを通して発表された。
<ul style="list-style-type: none"> ・PCC において以下の期間にPCC のフレームワーク策定についての会議が行なわれている。第1回会議：2012年12月13日、第2回会議：2013年2月6日、第3回会議：2013年2月12日
<ul style="list-style-type: none"> ・討議資料を2012年7月31日付で公表した（コメント締め切り、2012年10月31日）。
<ul style="list-style-type: none"> ・第一回目の討議資料コメントレターの締め切り後、再度改訂討議資料を2013年4月15日に出している（コメント締め切り、2013年6月21日）。
<ul style="list-style-type: none"> ・最終版が、2013年12月23日に公表された。

(出所 AICPA [2013b], BRP [2011], FAF [2011], *Focus on Private Company Issues, Formation and Membership*, FAF [2012b], FASB [2012], FASB Private Company Council [2013], *Guide1: Determining Recognition and Measurement Guidance*, 浦崎直浩 [2013], 河崎照行 [2012a], 川西安喜 [2011b] をもとに筆者作成。)

(2) BRP の会議内容とプロセス

BRP は計 5 回の会議を行ない、このうちの第 2 回会議では IFRS for SMEs をとりあげ、今後策定する会計基準を IFRS for SMEs に匹敵するものにするか等を検討し、IFRS for SMEs を意識した審議を行なっている⁽¹⁷⁾。BRP では、これらの会議において、現行の US-GAAP では、非公開企業の財務諸表のユーザーに適合しない会計処理が多くあるとし、推薦すべき新たな会計基準の策定形式と構造を検討している⁽¹⁸⁾。

(3) BRP が推薦する会計基準の策定形式と構造

BRP では、新たな会計基準の策定方法としていくつかのモデルを検討している。

「US-GAAP から例外・修正を認める会計基準として策定する」、「アドオン基準として策定する」、「独立した別個の会計基準として策定する（カナダ勅許会計士協会：CICA [Canadian Institute of Chartered Accountants] ガイドブックのフレームワークに基づいて会計基準を策定する）」、「独立した別個の会計基準として策定する（非公開会社企業基準のフレームワークを策定しこれに基づいて会計基準を策定する）」、「full IFRS を適用する」、「IFRS for SMEs を適用する」等が検討されている⁽¹⁹⁾。この検討過程においても BRP が IFRS for SMEs を意識し、審議していることがうかがえる⁽²⁰⁾。

時間がかかりすぎるとのことと、比較可能性の観点から「独立した別個の会計基準として策定する」という案は却下され、さらに「full

IFRS と IFRS for SMEs の適用」に関しては、現在公開企業に対し適用を検討している最中であり、非公開企業に先に適用させるのは時期尚早であるとし、却下している⁽²¹⁾。そこで「US-GAAP から例外・修正を認める会計基準」が採用され、BRP は、2011 年 1 月に BRP 報告書を提出している。

(4) PCC が設置されるまでの過程⁽²²⁾

FAF は、BRP 報告書を受け 2011 年 10 月 4 日に「非公開企業の会計基準を改善する計画」を出し、非公開企業会計基準改善議会：PCSIIC (Private Company Standards Improvement Council) を設置するかどうかコメント募集している⁽²³⁾。2012 年 3 月 9 日時点で、FAF は、7,367 通のコメントレターを受け取っている⁽²⁴⁾。回答者の約 63% は PCSIIC の設立に反対であり、反対者の大半は「独立した別個の会計基準を策定すること」を希望していた。また「過去に、PCFRC と FASB との連携がうまくいかなかったため、今回も連携が難しいのではないか。」「FASB から完全に独立した組織として設立すべきである。」などの意見もあった⁽²⁵⁾。

2012 年 5 月 23 日に、FAF 評議委員会は、PCC の設立をプレス・リリースした⁽²⁶⁾。コメントレターの受付、円卓会議 4 回 (60 人参加)、ウェブによる討議 (316 人参加) において審議が重ねられた結果である。最初の提案段階では、PCSIIC の設立に関し賛成意見が大半であると思われたが、コメントレターにおいて反対意見が多数出る結果となった。そこで、この結果を考慮し、PCC として設立することとなったのである。しかし、PCC 議長は FASB メンバーであり⁽²⁷⁾「FASB から完全に独立した組織として設立すべきである。」という意見は反映されてはいない。

(5) Private Company Decision-Making Framework の公表⁽²⁸⁾

PCC と FASB は、討議資料「Private Company Decision-Making Framework」を 2012 年 7 月 31 日付で公表し、コメントレターの締め切り後、再度改訂版を 2013 年 4 月 15 日に出している。そしてファイナルガイドとして最終版「Private Company Decision-Making Framework A Guide for Evaluating Financial Accounting and Reporting for Private Companies」を 2013 年 12 月 23 日に公表している。これは、非公開企業の目的適合性や利害関係者等、コスト・ベネフィットを考慮し、現行の公正価値評価が非公開企業にとって有用でないことを認識したうえで策定されている。基本的に US-GAAP から例外・修正を認める会計基準を提案している。

(6) AICPA による新たな非公開企業向けの会計基準策定の動き⁽²⁹⁾

上述のようにアメリカでは PCC と FASB による「US-GAAP から例外・修正を認める会計基準」を策定する動きがある一方、AICPA による新たな会計基準策定の動きがある。2012 年 5 月 23 日、AICPA は、新しい「独立した別の会計基準」の策定を進めていることを公表した。AICPA は「Private Company Decision-Making Framework」の策定に協力していながら、新たな会計基準策定を進めているのである。AICPA はどのような意図でこのような動きを見せるのであろうか。この問いに対し AICPA は次のように答えている⁽³⁰⁾。「AICPA および PCC は両者とも非公開企業向けの会計基準を策定しようとしているが、これら 2 つの会計基準の策定目的が異なる。」とし、決して PCC と対立する意向ではないことを強調している。

非公開企業は、基本的に US-GAAP に準拠した財務諸表作成の義務はないが、金融機関等の要請により US-GAAP を適用する場合がある。このような場合、ある程度規模の大きな中規模企業に PCC が策定した「Private Company Decision-Making Framework」を適用させること、このような必要が無い場合、小規模企業に対しては AICPA が策定する新たな会計基準を適用させることを AICPA は想定していると解される。

2012 年 11 月に「FRF for SMEs」の公開草案が公表されたが、公開草案の表紙に「The Financial Reporting Framework for Small and Medium-Sized Entities reproduces substantial portions of the CICA Handbook © 2012 (以下省略).」と示し、CICA のハンドブックを複製したものであることを明らかにしている⁽³¹⁾。ここから、BRP において以前審議された会計基準のモデルのうち「独立した別個の会計基準として策定する（カナダの CICA ハンドブックのフレームワークに基づく）」の案を採用して策定されたものであることがわ

かる⁽³²⁾。「FRF for SMEs」は非公開企業のための独立した会計基準であり、適用を強制されるものではなく任意のものであり、取得原価評価が基本である⁽³³⁾。完成版が 2013 年 6 月に正式に公表されているが、序文のなかに独立した会計基準として策定されたものであること、一般に公正妥当と認められる特別目的フレームワーク（OCBOA）の一つとして策定されたことが記されている⁽³⁴⁾。AICPA が「FRF for SMEs」を策定した背景には「OCBOA を公式化する狙い」があり⁽³⁵⁾、さらには「OCBOA の制度化を進め、監査と連携させることにより中小企業会計基準の構築をはかろうとしている⁽³⁶⁾」と解される。

3. 韓国の中小企業会計基準策定経緯

韓国においてもアメリカと同様、2 種類の会計基準策定の動きがみられる。以下において韓国における中小企業会計基準策定の動きを述べる。

表 2 韓国の中小企業会計基準策定経緯

1999 年 9 月 1 日に韓国会計研究院：KAI (Korean Accounting Institute) が設置され ⁽³⁷⁾ 、KAI のなかに設置された韓国会計基準委員会：KASB (Korean Accounting Standards Board) により、IAS や full IFRS に準拠した企業会計基準報告書が策定された ⁽³⁸⁾ 。
2007 年に full IFRS のアドプションに向け「国際会計基準導入のロードマップ」を公表し ⁽³⁹⁾ 、2009 年に K-IFRS ⁽⁴⁰⁾ の任意適用を始めた ⁽⁴¹⁾ 。
2011 年 1 月 1 日より資産 2 兆ウォン以上を有する上場企業に対し連結・単体財務諸表ともに K-IFRS による作成が義務づけられた ⁽⁴²⁾ 。K-IFRS の適用対象企業は全ての上場企業と金融機関である ⁽⁴³⁾ 。
非上場企業向けの「一般企業会計基準」 ⁽⁴⁴⁾ は、full IFRS のアドプションと同じく、2011 年 1 月 1 日を開始とする事業年度以降適用された ⁽⁴⁵⁾ 。非上場企業には K-IFRS は適用されず、「一般企業会計基準」が適用されることとなった。
新たに韓国国内においてさらなる中小企業向け会計基準「中小企業会計基準」が策定され ⁽⁴⁶⁾ 、2014 年 1 月 1 日に施行されている。

(出所 韓国 KPMG [2012], キム・イルソプ・権泰殷・杉本徳栄訳 [2001], 105 頁, 国際会計研究学会 [2011], 52 頁, 杉本徳栄・趙盛豹編著 [2011], 1-2 頁, 杉本徳栄 [2008], 159 頁, 中小企業庁 [2010b] をもとに作成。)

非上場企業向けの「一般企業会計基準」は、上場企業に対し full IFRS がアドプションされた時期と同じく、2011年1月1日を開始とする事業年度以降適用されている。また、当時上場企業と非上場企業において会計基準が異なることによる二元化が懸念されたが、これに関しては「非上場企業に対し長期的に IFRS for SMEs との一致を図る」としていた⁽⁴⁷⁾。しかし現在、韓国において早急に IFRS for SMEs と一般会計基準を一致させる動きはなく、新たな「中小企業会計基準」が2014年1月1日に施行されている⁽⁴⁸⁾。

4. 日本の中小企業会計基準策定経緯

日本ではバブル経済崩壊以降、中小企業の資金調達形態が変化し、中小企業の収益性を金融機関が重視する傾向が生じてきた。そこで中小企業が金融機関等の信頼を得て円滑に資金調達を行なうため、中小企業のための適切な会計基準が必要となり、中小企業庁が2002年6月28日に「中小企業の会計に関する研究会報告書」を公表⁽⁴⁹⁾、日本税理士会連合会が、2002年12月19日に「中小会社会計基準研究会報告書」を公表⁽⁵⁰⁾、日本公認会計士協会が、2003年6月2日に「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」を公表⁽⁵¹⁾することとなった。しかし3者の報告書が策定されたことにより、中小企業はどの会計基準を優先すればよいのか解らなくなり、実務上混乱が生じた⁽⁵²⁾。そこで、この3者の報告書を統合する必要性が生じ、2005年8月1日、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会より「中小会計指針」が公表された⁽⁵³⁾。「中小会計指針」には「会社の規模に関係なく、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべきである」というシングルスタンダードの考えが根底にあり、基本的には、企業会計基

準と同じ会計処理を要請している。しかし、これが会計処理の選択の幅を狭めており、「中小会計指針」の普及が思わしくないという事態が生じた。そこで、2012年2月1日に、新たに中小企業庁・金融庁より「中小会計要領」が公表されるに至ったのである⁽⁵⁴⁾。また「中小会計指針」と「中小会計要領」は両者とも適用を強制されるものではなく、あくまで任意適用である。

Ⅲ 3国における中小企業会計基準の検討

3国の中小企業会計基準の策定方法と基準内容を「トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチの視点」と「国際会計基準導入形態の視点」から検討する。

1. トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチの視点からの検討

中小企業会計基準の策定において、トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチという表現が用いられる⁽⁵⁵⁾。河崎氏は「トップダウン・アプローチは大企業向けの会計基準から出発し、簡素化・除外することによって中小企業会計基準を策定する方法。」とし、「ボトムアップ・アプローチは中小企業の属性⁽⁵⁶⁾を検討することから出発し、中小企業会計基準を策定する方法。」と定義している⁽⁵⁷⁾。この定義は、一見「策定方法」に関してのみ定義しているように思われるが、「中小企業の属性を検討する」という表現から、会計基準の内容自体が中小企業の属性を反映した会計処理を要請するという基準内容面での示唆も行なっていると解される。実際、日本の「中小会計要領」は、税法による処理を取り入れ、取得原価評価を採用し

た中小企業の企業属性を反映する会計基準となっている。

そこでトップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチを「策定方法」と「基準内容」の二つの側面から検討し、3国の中小企業会計基準と IFRS for SMEs が、それぞれどのアプ

ロチに該当するのかを明らかにする。まず、「策定方法」の側面から検討すると、トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチとは以下のように定義できる。

表3 「策定方法」の側面から見たトップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチ

側面	トップダウン・アプローチ	ボトムアップ・アプローチ
策定方法	大企業向けの会計基準から、中小企業に不要な会計処理の簡素化・除外を行ない、中小企業の会計基準を策定する。	中小企業において従来行なわれている会計慣行を考慮し、中小企業の会計基準を策定する。

(出所 河崎照行 [2010], 747-748 頁, 山下壽文 [2012], 49-72 頁, 中小企業庁 [2010a], 23 頁を検討し作成。)

また「基準内容」の側面では、中小企業の企業属性を反映した会計処理基準を採用しているかどうかで決定されると解される。

表4 「基準内容」の側面から見たトップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチ

側面	トップダウン・アプローチ	ボトムアップ・アプローチ
基準内容	シングルスタンダードの考えが根底にあり、基本的な会計処理は大企業向けの会計基準と同じである。公正価値評価が採用され、IFRS の影響を受ける傾向が強い。	税法の処理、取得原価評価が採用されている。中小企業の企業属性を反映し簡便な会計処理が採用されている。IFRS の影響を回避する傾向が強い。

(出所 河崎照行 [2010], 747-748 頁, 山下壽文 [2012], 49-72 頁, 中小企業庁 [2010a], 23 頁を検討し作成。)

次に、上述の 2 つの側面による検討をもとに、3国の中小企業会計基準と IFRS for SMEs がそれぞれどのアプローチにあてはまるのかを検討する。

表5 「策定方法」の側面から

会計基準	策定方法
IASB 「IFRS for SMEs」	full IFRS を簡素化・除外することにより分量を減らす形で策定されたものである。この点においてトップダウン・アプローチである。
アメリカ 「Private Company Decision-Making Framework」	US-GAAP を簡素化することを提案している。この点においてトップダウン・アプローチである。
アメリカ 「Financial Reporting Framework for Small- and Medium-Sized Entities」	独立した会計基準、OCBOA の一つとして策定されたものである。この点においてボトムアップ・アプローチである。

韓国「一般企業会計基準」	K-GAAP を簡素化したものである。K-GAAP は、IFRS 導入以前は上場企業・非上場企業両者に対し適用されていた基準である。この点において純粋なトップダウン・アプローチとは言い難いものである。
韓国「中小企業会計基準」	一般企業会計基準をさらに簡素化し、約 10 分の 1 の分量に減らしたものである。この点において純粋なトップダウン・アプローチとは言い難く、また純粋なボトムアップ・アプローチとも言い難いものである。
日本「中小会計指針」	企業会計基準を簡素化し策定されている。この点において、トップダウン・アプローチである。
日本「中小会計要領」	従来から行なわれていた中小企業の会計慣行を十分に考慮し一から策定されている。この点においてボトムアップ・アプローチである。

(出所 IFRS for SMEs, Private Company Decision-Making Framework, Financial Reporting Framework for Small- and Medium-Sized Entities, 一般企業会計基準, 中小企業会計基準, 中小会計指針, 中小会計要領をもとに各会計基準の策定方法を検討し作成⁽⁵⁸⁾。)

表 6 「基準内容」の側面から

会計基準	基準内容
IASB 「IFRS for SMEs」	ある程度、取得原価評価と公正価値評価との選択適用が認められている。また full IFRS と概念フレームワークがほぼ同じである。この点においてトップダウン・アプローチである。
アメリカ「Private Company Decision-Making Framework」	認識と測定について US-GAAP を簡素化したものとして策定することを提案しており、今後取得原価評価と公正価値評価との選択適用が認められることとなると予想される。この点においてトップダウン・アプローチである。
アメリカ「Financial Reporting Framework for Small- and Medium-Sized Entities」	取得原価評価が基本であり、従来の会計慣行が採用されている。さらに会計上の利益と税務上の利益が近づけられている。基本的に改訂をしない安定したフレームワークとして策定されている。この点においてボトムアップ・アプローチである。
韓国「一般企業会計基準」	従来の K-GAAP を修正補完し、簡素化した基準である。過年度の誤謬について修正が必要な場合、遡及的修正再表示を要求しているなどの特徴が見られる。この点においてトップダウン・アプローチである。
韓国「中小企業会計基準」	一般企業会計基準をさらに簡素化し、分量を減らしたものである。資産評価は、原則取得原価評価であり、法人税の適用も一部認めている。また、過年度の誤謬について修正が必要な場合、遡及的でなく、当期の営業外損益において前期の誤謬修正として会計処理する。この点においてボトムアップ・アプローチである。
日本「中小会計指針」	企業会計基準と同じ会計処理を要請し公正価値評価、包括利益を含んだ基準として策定されている。この点においてトップダウン・アプローチである。

日本「中小会計要領」	中小会計要領は国際会計基準の影響を回避し、確定決算主義を維持し、法人税法中心とした会計処理を採用している。また原則取得原価評価を要請している。さらに大企業向けの会計基準の変更に影響を受けないものとして策定されている。この点においてボトムアップ・アプローチである。
------------	---

(出所 IFRS for SMEs, Private Company Decision-Making Framework, Financial Reporting Framework for Small- and Medium-Sized Entities, 一般企業会計基準, 中小企業会計基準, 中小会計指針, 中小会計要領をもとに各会計基準の内容を検討し作成。)

二つの側面からの検討の結果、3国は「基準内容」の側面においては、トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチによる会計基準が併存している。しかし、「策定方法」の側面においては、韓国が純粋なトップダウン・アプローチもしくは純粋なボトムアップ・アプローチによる策定とは言い難いものである。

2. 国際会計基準導入形態の視点からの検討

上述の3国における2種の中小企業会計基準策定の動きの背景には、各国のIFRSの導入戦略やIASBによるIFRS for SMEsの策定の影響があると解される。そこで、3国のIFRSへの対応を宗田氏の研究をもとに明らかにする。

宗田氏は、各国のIFRSの取り込み方法や導入戦略・依存度を類型化している⁽⁵⁹⁾。これによればアメリカはIFRSの依存度が最も低くIFRSの適用をしないという方針を打ち出している。また、日本は「IFRSと同一の基準を任意適用で使用しており、エンドース手続がある」に分類され、アメリカに次いでIFRSへの依存度が低いものと分類されている。韓国では「IFRSと同一内容の基準をアドプションし、全上場企業（一部企業）に適用しているがエンドースメント手続がある」に分類されIFRSの依存度は、IFRSを全面適用しているフィジーやメキシコ等に次いで高いものと分類されている。

アメリカでは、2006年より非公開企業向け会計基準の策定がみられる。FAFによりBRPが設立され、トップダウン・アプローチ（「策定手法」・「基準内容」の両側面から）による会計基準策定の動きが見られた。トップダウン・アプローチによる会計基準策定の理由としては、「急を要する」という表現が各審議過程において見られることから、策定を急いでいたことがあげられる。またBRPやPCCの設立に関する審議過程において、頻繁にIFRS for SMEsに関する表現がみられる。IASBによるIFRS for SMEsの策定が少なからずアメリカの中小企業会計基準策定に影響を及ぼしているものと解される。IFRS for SMEsは、自国において中小企業会計基準を有していない国々に受け入れられている傾向があり、アメリカにおいても自国の中小企業会計基準が無ければIFRS for SMEsを受け入れざるをえなくなると考え策定を急いだのではないだろうか。アメリカは、IFRSの導入に際しコンドースメントアプローチを提唱しているが、これは事実上のアドプションの見送りである。この動きの中で、自国の中小企業会計基準の策定を急いだのである。しかしPCSICの設立や、トップダウン・アプローチによる中小企業会計基準策定に関し反対意見が出され順調な会計基準策定過程をたどっているとはいえない。この状況下、AICPAによりボトムアップ・アプローチ（「策定手法」・「基準内容」の両側面から）による会計の策定が始まったのである。これには、中小

企業の会計慣行を会計基準として確立させることと、通常の業務ではボトムアップ・アプローチによる会計基準で充分であることから、中小企業の負担を減らす狙いがあったものと解される。

一方、韓国は、full IFRS を積極的に導入している。韓国は、アジア通貨危機における経済破綻を立て直すため上場企業に対し full IFRS を早急に導入したのである⁽⁶⁰⁾。しかし、非上場企業に対して full IFRS や IFRS for SMEs が導入されることはなかった。いくら full IFRS を積極的に導入する姿勢をとったとしても、中小企業の多様性や企業能力を考慮すれば full IFRS の導入は難しいと判断したのではないだろうか。K-GAAP は、韓国の上場、非上場企業両者において適用されていた会計基準であり、そのまま非上場企業に対しては K-GAAP を適用することもできたはずである。しかし「一般企業会計基準」を早急に策定することで対応している。これは、当時問題視されていた「会計基準の二元化」を懸念し、さらには積極的な IFRS の導入姿勢を示し、「いずれ IFRS for SMEs とコンバージェンスさせる」という方針を表明するためであったと解される。しかし、「一般企業会計基準」が非上場企業にとって高度すぎるということから「中小企業会計基準」が策定されるに至っている⁽⁶¹⁾。

日本においては、バブル経済崩壊後、中小企業の将来的な収益性を重視する動きがあり中小企業会計基準の策定が始まった。大企業に対しては full IFRS とのコンバージェンスがすすめられたが、この結果中小企業が対応できない会計処理が多々出てくることとなり、トップダウン・アプローチによる「中小会計指針」が策定されたのである⁽⁶²⁾。ところが、中小企業が「中小会計指針」に対応できず、期待されるほど普及しなかった⁽⁶³⁾。そこで、full IFRS の影響を

完全に排除した「中小会計要領」が策定されるに至っている。この「中小会計要領」が策定された当時、アメリカが full IFRS のアドプションを延期し、日本においてもこれに応じるかのごとく full IFRS のアドプションが見送られた⁽⁶⁴⁾。このような動きの中で、中小企業に対し IFRS for SMEs を含めた国際会計基準、IFRS を適用させることが現実的に難しくなっていたのである。そこで IFRS を完全に排除した中小企業属性を反映した「中小会計要領」策定へと向かっていったと解される。

IV おわりに

IASB は、世界的に IFRS を広める手段として IFRS for SMEs を策定した。この IFRS for SMEs 策定の動き、世界各国の IFRS アドプションの動きをうけて日本、韓国、アメリカでは中小企業会計基準の策定が検討された。検討された当時、3 国の IFRS への依存度は異なり、特に韓国とアメリカにおける導入の姿勢は対照的であった。韓国では、国の経済をいち早く立て直すため時間的な制約もあり、早くに策定できる方法をとったのである。韓国は日本と同じく確定決算主義を導入している。日本において、確定決算主義が IFRS の導入の際の問題の一つである。韓国では、IFRS を導入する際、いち早く税法を修正することでこの問題にも対応している。さらに新たな「中小企業会計基準」においても、「一般企業会計基準」を修正するという策定方法を採用し、早くに対応できる策をとっている。韓国では、早期に対応することに重点を置き、「策定方法」面において純粋なボトムアップ・アプローチ、トップダウン・アプローチによる基準策定をせず、「基準内容」面においては、他の 2 国と同様のボトムアップ・アプローチによる会計基準を策定す

るという効率的な方法をとったと解される。

アメリカでは、IFRS の依存度は極めて低く、IFRS for SMEs の策定を受け、早急にトップダウン・アプローチによる会計基準を策定しようとした。これは、IFRS for SMEs を受け入れざるをえなくなる状況を回避したかったからであろう。IFRS for SMEs は、IFRS for SMEs を適用する SME が将来的に上場した際、full IFRS に移行することを目的として策定されていることをアメリカは熟知していたのではないだろうか。そこで、早急にこのような措置をとったと解される。その後、従来の中小企業の会計慣行を考慮したボトムアップ・アプローチによる中小企業会計基準策定の動きが新たに始まったのである。

日本では、「中小会計指針」が策定された当時、IFRS の依存度は極めて低かったが、シングルスタンダードの考えが根強くあり、IFRS の影響を受けたトップダウン・アプローチによる会計基準がまず策定された。しかし、その後日本においても中小企業属性を反映し、IFRS を完全回避し、税法基準・取得原価評価を取り入れたボトムアップ・アプローチによる「中小会計要領」が策定され、中小企業の企業能力にみあった⁽⁶⁵⁾会計基準として現在普及しつつある。

IFRS 導入を積極的に行なう韓国、アドプシオンを一旦見送ったアメリカ・日本において、それぞれ IFRS に対する対応や依存度は異なるものの、結果としてボトムアップ・アプローチ（「基準内容」の側面から）により会計基準が策定されるに至っている。これは、中小企業の企業属性に負うところが大きいのではないだろうか。IASB は戦略的に IFRS for SMEs を策定したが、この IFRS for SMEs の策定により「full IFRS を世界にコンバージェンスさせる」という目的を達成できたかどうかは疑問で

ある。中小企業は多種多様であり規模も様々である。また世界の中小企業は、各国様々な特徴を有しており、大企業のように会計基準を国際的に統一すること自体が難しいのではないだろうか。

今後、3 国において 2 つの中小企業会計基準の棲み分けが問題となるであろう。韓国では、適用対象企業が明確に区分されているため 2 つの中小企業会計基準の併存の可能性があるが、アメリカと日本においては適用対象企業の線引きが曖昧もしくは、線引きがなされていないため、簡単な中小企業会計基準のみを中小企業が適用する方向に向かうことは十分に予想できる。今後もこれをふまえ、3 国の動向、IFRS for SMEs 適用国の動向を検討する必要がある。

注

- (1) IASB [2009d]. 本稿では、完全版 IFRS を full IFRS、中小企業を SME と称することとする。
- (2) IASB [2009c]. IASB [2012].
- (3) Gustavo Tanaka 氏の指摘による。Gustavo Tanaka [2014], pp.45-49.
- (4) IASB [2001], *Name and Objectives*, p.5.
- (5) IASB [2009d], *Section 1.2 IASB [2009a], Background and Tentative Decisions to Date, Stand-alone document*. IASB は、IFRS for SMEs を約 50 人の従業員を雇用する典型的な SME を対象としたものとしているが、量的基準により SME を規定するという意味ではない。
- (6) 新日本監査法人 [2012], 28-30 頁。
- (7) 「中小企業基本法施行令第 3 条」では、中小企業を「常時勤労者数が 1 千名以上」、「資産総額が 5 千億ウォン以上」、「自己資本が 1 千億ウォン以上」等に当てはまる企業を除くと規定している。
- (8) 「株式会社の外部監査に関する法律（外監法）」では、「直前事業年度末の資産総額が 100 億ウォン以上である株式会社等を対象企業とする」と規定している。
- (9) FASB [2013], pp.5-6. あずさ監査法人 [2014], 3 頁。新たな定義では「SEC に財務諸表を提出するまたは送付することが SEC から要求されているか実際に SEC に財務諸表を

- 届け出ているまたは提出している企業」等 5 つがあげられている。
- (10) AICPA [2013a], *Certain Characteristics of Small- and Medium-Sized Entities Utilizing the FRF for SMEs Accounting Framework*, pp.6-7.
- (11) 日本商工会議所・日本税理士会連合会・日本公認会計士協会・日本経済団体連合会・企業会計基準委員会 [2010], 20 頁。
- (12) アメリカの委員会等の日本語の名称については川西安喜 [2011b] に準ずるものである。
- (13) AICPA [2013b]. SEC [2013]. 河崎照行 [2012a], 53 頁。国際会計研究学会 [2011], 116 頁。
- (14) FAF [2011], *Authority and Critical Responsibilities*, p.1. 川西安喜 [2011b], 35 頁。
- (15) FASB [2012], *History of Establishing the PCC*. 川西安喜 [2011b], 35 頁。
- (16) BRP [2011], *I. Executive Summary*.
- (17) BRP [2011], *APPENDIX B, BRP Process Agendas, Outreach, and Invited Guests, I. Meetings Agendas and Minutes*.
- (18) BRP [2011], p.11.
- (19) BRP [2011], *Overview of Models and Structures*, p.13. 川西安喜 [2011a], 107 頁。
- (20) BRP [2011], *Report to the Board of Trustees of the Financial Accounting Foundation*, pp.G1-G17, pp.9-14. BRP は 2010 年 8 月 5 日にコメントレターを募集し「IFRS for SMEs を適用することにより目的適合性に関する問題は解決しますか。」等, IFRS for SMEs を意識した質問を行なっている。
- (21) BRP [2011], *Report to the Board of Trustees of the Financial Accounting Foundation*, pp.G1-G17, pp.9-14.
- (22) FAF [2011], *Focus on Private Company Issues, Formation and Membership*, p.8.
- (23) FAF [2011], *Comment Letter Summary, Overview*, p.7.
- (24) FAF [2011], *Comment Letter Summary, Overview*, p.9.
- (25) FAF [2011], *Comment Letter Summary, Overview*, p.9. 川西安喜 [2011b], 35 頁。
- (26) FAF [2012a]. FAF [2012b], p.7.
- (27) FASB [2012], *PCC Members*.
- (28) FASB Private Company Council [2013], *Guide1: Determining Recognition and Measurement Guidance*.
- (29) AICPA [2012a].
- (30) AICPA [2012b], *Why would small- and medium-sized entities use the FRF for SMEs?*
- (31) AICPA [2012c], *Proposed Financial Reporting Framework for Small- and Medium-Sized Entities*, p.1. 浦崎直浩 [2013], 317 頁。
- (32) 田村真由美 [2004]。なぜカナダの CICA ハンドブックを複製したのかについては検討が必要である。田村氏は, SFAS131 号が, 以前は OECD であったが現在はカナダの基準をもとに策定されていることを指摘し, 輸出入の視点から「アメリカにおける主要取引先が OECD からカナダへ移っていることによる影響ではないか」との見解を示している。
- (33) AICPA [2012c], *Proposed Financial Reporting Framework for Small- and Medium-Sized Entities, Features of the FRF for SMEs*. 浦崎直浩 [2013], 320 頁。
- (34) AICPA [2013a], *Preface About Financial Reporting Framework for Small- and Medium-Sized Entities*.
- (35) 河崎氏の指摘による。河崎照行 [2013], 19 頁。
- (36) 浦崎氏の指摘による。浦崎直浩 [2013], 320 頁。
- (37) キム・イルソプ・権泰殷・杉本徳栄訳 [2001], 105 頁。
- (38) 杉本徳栄・趙盛豹編著 [2011], 1-2 頁。
- (39) 杉本徳栄 [2008], 159 頁。
- (40) 杉本徳栄・趙盛豹編著 [2011], 前掲書, 5 頁。K-IFRS は「韓国採択国際会計基準」の通称である。
- (41) 杉本徳栄・趙盛豹編著 [2011], 前掲書, 4 頁。
- (42) 国際会計研究学会 [2011], 52 頁。
- (43) 杉本徳栄・趙盛豹編著 [2011], 前掲書, 4 頁。
- (44) 中小企業庁 [2010b], 27 頁。
- (45) 杉本徳栄・趙盛豹編著 [2011], 前掲書, 18 頁。
- (46) 韓国 KPMG [2012].
- (47) 杉本徳栄・趙盛豹編著 [2011], 前掲書, 2-18 頁。中小企業庁 [2010b], 27 頁。
- (48) 杉本徳栄・趙盛豹編著 [2011], 前掲書, 16 頁。韓国 KPMG [2012].
- (49) 中小企業庁 [2002].
- (50) 日本税理士会連合会 [2002].
- (51) 日本公認会計士協会 [2003].
- (52) 日本税理士会連合会・日本公認会計士協会・日本商工会議所・企業会計基準委員会 [2005a].
- (53) 日本税理士会連合会・日本公認会計士協会・日本商工会議所・企業会計基準委員会 [2005b].
- (54) 中小企業庁・金融庁 [2012a].
- (55) 山下壽文 [2012] において両者の検討が, 詳しくなされている。
- (56) 中小企業の企業属性とは「資本主と経営者が

同じ」, 「内部統制が十分でない」, 「資金調達形態が金融機関からの借入れが中心」等である。中小企業庁・金融庁 [2012b], 「中小企業の実態」。

- (57) 河崎照行 [2010], 747-748 頁。
- (58) 提供資料による。韓国の「一般企業会計基準」, 「中小企業会計基準」, 韓国の現状に関し, 関西学院大学 杉本徳栄教授より資料のご提供・ご示唆をいただいている。
- (59) 宗田健一 [2013], 29-46 頁。
- (60) 杉本徳栄・趙盛豹編著 [2011], 前掲書, 1 頁。
- (61) 新日本有限会社監査法人 [2012], 28 頁。
- (62) 佐藤行弘 [2013], 「中小企業会計学会 創立総会 (2013 年 8 月 28 日)」の指摘による。
- (63) 新日本監査法人 [2011] の指摘による。
- (64) 杉本氏の指摘による。杉本徳栄 [2012], 71-72 頁。
- (65) 河崎氏の指摘による。河崎照行 [2012b], 26 頁。

参考文献

- ・ AICPA (American Institute of Certified Public Accountants) [2012a], *AICPA News Update, AICPA Publishes FAQ on Upcoming OCBOA Financial Reporting Framework for Smaller Businesses*.
- ・ AICPA [2012b], *Private Company Financial Reporting Frequently Asked Questions*.
- ・ AICPA [2012c], *Exposure Draft*.
- ・ AICPA [2013a], *Financial Reporting Framework for Small and Medium-Sized Entities*.
- ・ AICPA [2013b], *OCBOA and Supplementary Information*.
- ・ BRP (Blue-Ribbon Panel) [2011], *Blue-Ribbon Panel on Standard Setting for Private Companies*.
- ・ FAF (Financial Accounting Foundation) [2011], *Plan to Establish the Private Company Standards Improvement Council, Focus on Private Company Issues*.
- ・ FAF [2012a], *Establishes New Council to Improve Standard Setting for Private Companies*.
- ・ FAF [2012b], *Establishment of The Private Company Council*.
- ・ FASB (Financial Accounting Standards Board) [2012], *Private Company Council [PCC]*.
- ・ FASB [2013], *Definition of a Public Business Entity An Addition to the Master Glossary*.
- ・ FASB Private Company Council [2013], *Private Company Decision-Making Framework A Guide for Evaluating Financial Accounting and Reporting for Private Companies*.
- ・ Gustavo Tanaka [2014], "The movements toward the convergence of accounting standards in Peru", *International Review of Business*, No.14, pp.25-60.
- ・ IASB (International Accounting Standards Board) [2001], *Constitution*.
- ・ IASB [2009a], *Full Project Summary*.
- ・ IASB [2009b], *IFRS for SMEs Fact Sheet*.
- ・ IASB [2009c], *Press Release, IASB publishes IFRS for SMEs*.
- ・ IASB [2009d], *IFRS for SMEs*.
- ・ IASB [2012], *Update on the IFRS for SMEs*.
- ・ SEC (Securities and Exchange Commission) [2013], *Smaller Reporting Company Regulatory Relief and Simplification Agency*.
- ・ あずさ監査法人 [2014], 「FASB—非公開企業に関する新たなガイダンスを公表」, *Defining Issues*, 第 14 巻 7 号。
- ・ 浦崎直浩 [2013], 「特別目的の財務報告フレームワークと中小企業会計」『会計』第 184 巻第 3 号, 316-330 頁。
- ・ 河崎照行 [2010], 「『中小企業版 IFRS』の特質と導入の現状」『会計』第 178 巻第 6 号, 737-748 頁。
- ・ 河崎照行 [2011], 「『中小企業会計』の新展開—『中小企業の会計に関する研究会・中間報告書』の概要—」『税経通信』第 66 巻第 1 号, 39-46 頁。
- ・ 河崎照行 [2012a], 「SME 基準と諸外国における小規模会社の会計ルール」『税研』第 28 巻第 1 号, 50-55 頁。
- ・ 河崎照行 [2012b], 「『中小会計要領』の全体像と課題」『企業会計』第 64 巻第 10 号, 25-31 頁。
- ・ 河崎照行 [2013], 「米国における中小企業会計の新たな動向」『税経通信』, 17-23 頁。
- ・ 川西安喜 [2011a], 「非公開企業のための会計基準設定に関するブルー・リボン・パネルの報告書」『会計・監査ジャーナル』第 23 巻第 4 号, 105-110 頁。
- ・ 川西安喜 [2011b], 「コメント募集『非公開企業会計基準改善会議を設置する計画』」『会計監査ジャーナル』第 23 巻 12 号, 35-40 頁。
- ・ 韓国 KPMG [2012], *Japanese Practice Weekly Newsletter*.
- ・ キム・イルソプ・権泰殷・杉本徳栄訳 [2001], 「韓国における会計改革」『企業会計』第 53 巻第 4 号, 104-109 頁。
- ・ 国際会計研究学会 [2011], 「研究グループ報告書 各国の中小企業版 IFRS の導入実態と課題」『国際会計研究学会年報』2011 年度第 1 号。

- ・新日本有限責任監査法人 [2011], 「平成 22 年度中小企業の会計に関する実態調査事業 集計・分析結果 報告書」。
- ・新日本監査法人 [2012], 「平成 24 年度 諸外国における中小企業の会計制度に関する調査研究事業調査報告書」。
- ・杉本徳栄 [2008], 『国際会計 改訂版』同文館。
- ・杉本徳栄 [2012], 「IFRS 強制適用問題の種間托卵化 (西日本部会・統一論題報告 IFRS の苦悩と挑戦)」『国際会計研究学会年報 2011 年度 (2)』, 61-74 頁。
- ・杉本徳栄・趙盛豹編著 [2011], 『韓国企業の IFRS 導入』中央経済社。
- ・宗田健一 [2013], 「自国で会計基準開発・設定権限を持つ意義 -受け入れ可能な IFRS の作り込みを視野に入れて-」『商経論叢』鹿児島県立短期大学, 第 64 号, 29-46 頁。
- ・田村真由美 [2004], 「米国会計基準作成の Background」『リエゾンニュースレター』第 24 巻 2004 年 12 月号。
- ・中小企業庁 [2002], 「中小企業の会計に関する研究会報告書」。
- ・中小企業庁 [2010a], 「中小企業会計に係る論点について」。
- ・中小企業庁 [2010b], 「諸外国における会計制度の概要」。
- ・中小企業庁・金融庁 [2012a], 「中小企業の会計に関する基本要領」。
- ・中小企業庁・金融庁 [2012b], 「『中小企業の会計に関する基本要領』(中小会計要領)の概要」。
- ・日本税理士会連合会 [2002], 「中小会社会計基準研究会報告書」。
- ・日本税理士会連合会・日本公認会計士協会・日本商工会議所・企業会計基準委員会 [2005a], 「『中小企業の会計』の統合に向けた検討委員会」。
- ・日本税理士会連合会・日本公認会計士協会・日本商工会議所・企業会計基準委員会 [2005b], 「中小企業の会計に関する指針」。
- ・日本商工会議所・日本税理士会連合会・日本公認会計士協会・日本経済団体連合会・企業会計基準委員会 [2010], 「非上場会社の会計基準に関する懇談会 [報告書]」。
- ・日本公認会計士協会 [2003], 「中小会社の会計のあり方に関する研究報告 [最終報告]」。
- ・山下壽文 [2012], 「わが国の中小企業会計基準の展開～『中小企業の会計に関する基本要領』をめぐって～」『佐賀大学経済論集』佐賀大学, 第 45 巻第 4 号, 49-72 頁。

(2014 年 11 月 29 日審査受付
2015 年 3 月 17 日掲載決定)